2010.3.30

PL Report ＜2009 No.12＞

国内の PL 関連情報

シャワートイレで点検時期を定期的に通知

（2010 年 2 月 4 日　日刊建設工業新聞）

シャワートイレ製造会社は、社内に新しい部門を新設し、ユーザーに延長保証とメンテナンス情報を提供する製品保守推進制度を 4 月からスタートする。

製品の安全に対するユーザー側の意識の高まりや、長期使用製品安全点検・表示制度の施行などの社会的なニーズに対応するため、ユーザーへのアフターサービス体制を強化する。

シャワートイレの 2 年間の保証期間は、ユーザー登録が行われれば 3～5 年に延長する。また、メンテナンス方法や長期点検の案内などの情報を定期的に発信する。製品については、シャワートイレの操作表示部分が使用開始から 10 年目の点検時期に点滅する機能を改良するとしている。

ここがポイント

長期使用による経年劣化事故への対策として、経済産業省は長期使用製品安全点検・表示制度を昨年度より施行していますが、シャワートイレは対象外の製品です。しかし、シャワートイレも劣化による事故が報告されています。

シャワートイレは長期にわたり使用を続ける製品の一つですが、消費者の多くは取扱説明書以外からの点検や交換時期の目安などの事故予防の情報を入手していません。保証延長することで所有者とのコミュニケーションをとるようにしている事業者もありますが、事故防止の観点からは不十分です。同社は「お客さま保守センター」を新設し、ユーザーに延長保証とメンテナンス情報を積極的に提供しますので事故の予防に大きな効果をもたらすと考えます。

消費者用製品の製造販売事業者では、ユーザーと製品に関する情報をコミュニケートするシステムづくりが重要であり、特に長期使用が想定される製品は長期間の関係維持システムが必要となります。メンテナンス情報の提供サービスの多くは使用者のユーザー登録が必要であり、未登録の防止策や転居等による設置場所変更の情報収集の検討も必要となります。

ハード面で一定期間経過時にユーザーに告知するシステム設定はそれなりに効果が期待できますが、告知がされたまま使用継続すると使用不能になる機構等の対策も考えられます。

農機具の安全見直し

（2010 年 2 月 11 日　日本農業新聞）

農作業による事故は毎年約 400 件もの死亡事故が続いている。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構では、農業の主な担い手となってきた高齢者や女性に配慮した安全基準の策定を進めているが、安全基準に対応した農機具が誕生するのは、早くても 5 年後となる。

富山県厚生農業協同組合連合会では、40 年前から県内の全病院と連携し、農作業事故の状況を詳細に調べてきた。その中で「特に改善が必要」と判断したのは、コンバインの手こぎ作業だっ

た。農機の安全基準の中に緊急停止装置の設置が盛り込まれたのは1999年で、改善が必要と訴えてから約20年後だった。同連合会では、「全国で事故の発生状況と原因を究明する態勢を確立し、早急な改善を促すべきだ」と強調している。

ここがポイント

2007年から施行されている改正消費生活用製品安全法により、一般の消費者が使用する小型農業機械は重大事故の報告が必要となっています。同法の影響もあり、製造業者も転倒時に自動停止するなどの安全対策を検討し、製品に採り入れてきました。しかし、乗用型の大型農業機械などは同法の対象ではないため、事故の実態を把握し安全対策の効果測定行なえない状況です。

農業従事者の多くは個人経営であり、使用する機械の操作は親から子にOJTで教えていることから、危険の認識度の差が生じていると考えられます。

事業者は、使用者の年齢、性別、習熟レベルなどがさまざまであることを認識し、消防などの情報、専門機関の研究成果、自社の市場から収集した情報とあわせ、安全策を検討することが重要です。

生活支援ロボットの安全基準策定

（2010年2月19日　毎日新聞他）

家事や介護、警備など、家庭内や公共の場所で活動する「生活支援ロボット」の安全基準づくりに向けて経済産業省や業界団体等が動き始めた。

経済産業省では民間のロボットビジネス推進協議会などと共に、生活支援ロボットの安全性試験などを行い、対人安全技術の確立や基準策定、妥当性の検証などを行うことにしている。

ISOでは現在、Robots and robotic devices - Safety requirements- Non-medical personal care robots という規格を2011年に発行することを目指して活動しており、日本、韓国、英国、フランス、ドイツ、米国、スウェーデン等が参加している。

ここがポイント

公道を走るロボットは国土交通省や警察庁、介護は厚生労働省、通信などの電波は総務省と、ロボットに関する規制官庁が分かれ包括的に扱う法律がないことが、ロボット開発の足かせになっています。

産業用ロボットでは、「隔離することによる安全確保」ができるのに対し、生活支援ロボットでは、人と近接する環境にあることが多く、対人安全性を厳密に検証することが重要となります。生活支援ロボットの対人安全性の基準策定により、ロボットの開発がスムーズに行えるだけでなく、従来は複数の法律・基準に関連していた機能を統一した基準で安全性確認ができるようになります。

業界として、ISOの規格との整合性を持たせた基準を策定すると共に、全てのロボット製造事業者が業界団体に加入し、情報を共有するシステムの構築が重要となります。　同時に、市場への安全啓蒙を検討していく必要があると考えます。

海外の PL 関連情報

中国で不法行為法が制定

中国で 2009 年 12 月 26 日、全国人民代表大会の常任委員会で「権利侵害責任法」が制定され公布された。2010 年 7 月 1 日より施行される。

中国には 40 以上の不法行為関連の法があり、それらを統合する総合的な不法行為法の制定が望まれていた。民法を 9 つに分け、その一つとして不法行為法を制定することを目指し、2002 年より審議を重ねてきた。土地開発業者と施工業者の共同責任が問われた高層建築物倒壊事故の問題や、粉ミルクへの有毒物混入による違反者の責任のあり方等につき意見が出され、4 回の審議を経て成立した。2009 年と 2010 年は人権強化計画が推進されていることもあり、早期の不法行為法制定を望む声があったことも成立への後押しとなった。

権利侵害責任法は 92 条からなり、総論部分で責任の要件や免除・軽減などの一般規定が定められ、各論では製品責任、交通事故責任、医療事故責任、環境汚染責任、労働安全責任、ペットによる損害責任、建築物責任が規定されている。

第 41 条から第 47 条は「製品責任」（PL）についての規定であり、製品の欠陥を原因とした第三者の損害について賠償責任を規定している。内容は 1993 年に制定された製品品質法（2000 年改定）とほぼ同様であるが、新たに懲罰的賠償の規定が設けられた（第 47 条）。懲罰的賠償の要件として、「明らかに欠陥が存在することを知りながら生産、販売を継続し、死亡や重度の健康被害に至らしめた場合」としている。

ここがポイント

日本の不法行為法は民法中に規定され、独立した法律ではありません。中国でも民法中に不法行為が含まれたまま運用されていました。製造物責任については製品品質法が制定されていますが、不法行為を独立した法律として制定する運びとなりました。

PL に関しては製品品質法とほぼ同様の内容となっていますが、新たに懲罰的賠償が規定されました。懲罰的賠償については、欠陥を知りながら生産・販売したという悪意性を要件とすることが規定されましたが、金額の算出や上限の規定はありません。本法律の審議過程で粉ミルクへのメラミン混入事件が起こり、社会への悪影響の大きさに比べ当事者への責任追及が弱いとの考えから設定されたものと思われます。なお、昨年 6 月から施行されている中国食品安全法では懲罰的賠償が規定され、補償的賠償の 10 倍を上限とした賠償額が可能となっています。

日本においても懲罰的賠償が請求され法廷内で議論されたことがありますが、懲罰的賠償は認められません。しかし、故意や重大な過失によって製品事故が起こったような場合では厳罰が課される傾向が見られます。故意や重大な過失などが認定されないようにガバナンスを確立し、製品に対する安全意識を高めることが重要です。

米国最高裁が裁判管轄を首脳陣の所在地に限定

米国連邦最高裁判所は 2 月 23 日、多くの州で営業するレンタカー会社を被告とする訴訟において、「首脳陣の所在地」の州だけが裁判管轄権を持つとの判断を出した。判事全員一致の判決である。

44 の州で営業しているレンタカー会社はデラウェア州で設立登記し、本部をニュージャージー州に置いているが、カリフォルニア州で雇用関連の集団訴訟が起こされた。レンタカー会社はカリフォルニア州には裁判管轄権がないと主張したが、原告は、カリフォルニア州にはレンタカー会社の施設の 17%が存在しているためカリフォルニア州が主要業務地であり、カリフォルニア州に裁判管轄権があると主張していた。連邦地裁と第 9 巡回区控訴裁はカリフォルニア州の裁判管轄を認めたが、連邦最高裁はカリフォルニア州の裁判管轄を否定した。

連邦最高裁は、裁判管轄は「首脳陣の所在地」がどこなのか、という要素のみで判断すべきであるとした。また、「首脳陣の所在地」とは、企業の役員が業務の指示、管理、調整を行う場所であり、必ずしも役員室がある場所を示すわけではないとした。

ここがポイント

米国のビジネスでは、会社設立に有利なデラウェア州などで登記し、各州で営業を行うという形態が一般的です。連邦の州籍相違裁判管轄規則第 1332 条（c)項(1)は、「企業は設立された州の州民であり、業務の主要地である州の州民であると看做される。」としており、設立登記がされた州だけでなく、主要業務を行っている州にも裁判管轄が認められます。

控訴裁レベルでは、主要業務地については「首脳陣の所在地」だけでなくいくつかの判断基準が使われています。企業の日々の業務と管理の本部とする「企業業務の中心地」による判断、工場や従業員や資産などの業務運営の地に注目する「運営場所」による判断、企業の総体的な業務活動を中心的に考慮した「総合活動」による判断などがあります。しかし、連邦最高裁は、このように多くの要素を考慮することを否定し、主要業務を管理している企業の首脳陣が所在する州に裁判管轄権があるとしました。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。